

第 469 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 4 年 7 月 29 日（金）14:00～

岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

島田室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日は御多用のところ第 469 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、使用者側代表の松野委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としており、5 名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。</p>
浅井会長	<p>これより第 469 回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題 1 「岐阜県最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
島田室長	<p>目安額の伝達について説明します。</p> <p>当初の予定では、7 月 27 日に中央最低賃金審議会長から厚生労働大臣に対し、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が行われる見込みでありましたが、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小委員会において、目安を取りまとめるべく、公労公使で個別に御意見を伺いながら鋭意調整を進めたものの、依然として労使双方の主張に隔たりがあること。

<p>島田室長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の審議の進め方に関しては、昨年度の審議会において、異例の採決となり、その後の審議の総括においても、「労使双方がやむなしという段階に至るまで十分な審議を尽くせるよう、最大限努力する」としたことを踏まえ、丁寧な議論を行う必要があること。 ・また、例年以上に、目安額とその根拠・理由について、明確で納得できるものとして欲しいとの意見が労使から出ている状況であること。 <p>以上を踏まえ、昨日までに目安額が決定されていない状況にあると承っております。</p> <p>よって、例年本審で目安の伝達を行なってまいりましたが、今年度の目安の伝達については、答申があり次第今後開催される専門部会において伝達された目安額を報告するという審議運営を提案いたします。</p> <p>また、専門部会委員以外の委員へは、メール等により伝達したいと考えています。以上です。</p>
<p>浅井会長</p>	<p>ただいま説明のありました目安伝達については、専門部会において報告するという審議運営の提案についてですが、御意見を承ります。</p> <p>労働者側委員からお願いします。</p>
<p>隣垣委員</p>	<p>特にありません。</p>
<p>浅井会長</p>	<p>使用者側委員はいかがですか。</p>
<p>安藤委員</p>	<p>特にありません。</p>

<p>浅井会長</p>	<p>それでは、専門部会において目安額を報告することし、示された目安については参考としながら、具体的には今後開催される専門部会での審議に委ねることとします。</p> <p>専門部会において十分に審議していただきまして、是非、全会一致による結論が出ることを期待しております。</p> <p>引き続き、事務局から説明してください。</p>
<p>安藤指導官</p>	<p>次に、「岐阜県最低賃金の改正決定に係る関係労使からの意見聴取に関する公示」を行いましたところ、資料3ページと資料7ページのとおり、岐阜県労働組合総連合と生協労連 コープぎふ労働組合から意見書の提出がありました。</p> <p>意見の趣旨は、岐阜県労働組合総連合からは「岐阜県最低賃金額を、時間額1,500円以上にすること。」、「地域間格差の解消と中小企業への財政支援を政府に要請すること。」、「審議会または専門部会で非正規労働者の意見陳述の場を設けること。」、また、生協労連 コープぎふ労働組合からは「岐阜県最低賃金を、いまずぐ時間額1,500円以上にすること。」です。</p> <p>さらに、資料9ページにあります「岐阜県最低賃金の時間額1,500円以上を求める請願書」が、岐阜県春闘共闘会議から岐阜労働局長あて、合計3,684筆提出されておりますので、これから回覧します。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>(請願書を各委員に回覧)</p>
<p>浅井会長</p>	<p>事務局から報告のありました関係労使からの意見書に関して御意見がありましたら伺います。</p> <p>労働者側委員はいかがですか。</p>

隣垣委員	<p>毎年意見書を御提出していただき、我々も非常に参考になったと思っております。まだ目安額が出ていない状況で今後どのような形で協議していくか、まだまだこれからだと思いますが、意見書は意見書として参考とさせていただいたうえで対応していきたいと思っております。</p>
浅井会長	<p>使用者側委員はいかがですか。</p>
安藤委員	<p>私共といたしましても、ただいまの労働者側委員の意見と同じように、いただきました意見書につきましては参考として拝見させていただき審議を進めさせていただきたいと思っております。</p>
浅井会長	<p>ありがとうございました。 次に、議題2「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」に移ります。 事務局から説明してください。</p>
安藤指導官	<p>特定最低賃金額の改正決定に関する申出状況について、御報告いたします。</p> <p>資料 15 ページが「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、資料 17 ページが「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金」、資料 19 ページが「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金」、これら3業種につきまして、金額改正の申出書が提出されました。</p> <p>この3件につきまして、事務局で審査しましたところ、電気は申出必要数4,248人のところ6,182人、自動車は申出必要数5,445人のところ6,089人、航空機は申出必要数2,252人のところ3,504人について、賃金の最低額に関する労働協約の適用が確認され、いずれも申出の要件を備えているものと認められましたので、本日改正決定の必要性の有無について諮問することといたしました。</p>
浅井会長	<p>ありがとうございました。 それでは、大地労働局長から諮問を受けます。</p>

大地局長	(諮問文を朗読し、浅井会長へ手渡す。) よろしくお願ひします。
浅井会長	(諮問文を受け取る) はい、承知しました。
事務局	(諮問文の写しを全員に配布)
浅井会長	ただいま、大地労働局長から「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について諮問を受けましたので、御意見を伺いたいと思います。 まず、労働者側委員から伺います。
隣垣委員	この特定最賃申出を我々運動としてしっかり毎年提出させていただき、その都度、その年の企業の状況、また労働環境の課題など労使がしっかり話し合える場を持ってもらいたいと思っております。それを使用者側にも認識いただき、お互いが意見を出し合える場を作ってもらいたいと思っております。
浅井会長	使用者側委員はいかがですか。
安藤委員	先ほど会長の方からお話がありましたとおり、次回8月5日の本審の場において必要性の有無についてしっかり審議させていただいて答申させていただく形でよいと思っております。そういう時間を取っていただければと思います。
浅井会長	それでは、「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」につきましては、次回8月5日の本審において引き続き審議した上で、答申することとします。 次に 議題3「その他」 ですが、事務局から何かありますか。

島田室長	<p>岐阜県弁護士会会長から岐阜地方最低賃金審議会会長あてに「低賃金労働者の生活を支え地域経済を活性化させるために岐阜県の最低賃金額の引上げと格差是正を求める会長声明」が届いていることについての御報告です。</p> <p>審議会の申合せ事項において、「審議会あて提出された文書について、諮問後の意見聴取公示又は審議会意見に関する異議申出公示に基づいて提出された関係労働者又は関係使用者からのもの以外については、審議会で提出のあった旨を報告し、審議会においてその都度取扱いを決定する。」とされています。</p> <p>つきましては、この声明の取扱いについて御審議をお願いします。</p>
浅井会長	<p>それでは、ただ今事務局から報告のありました岐阜県弁護士会会長からの声明の取扱いについて、御意見を伺います。</p> <p>労働者側委員いかがですか。</p>
隣垣委員	<p>声明を参考とさせていただきたいと思います。</p>
浅井会長	<p>それでは、使用者側委員いかがですか。</p>
安藤委員	<p>声明を参考とさせていただきたいと思います。</p>
浅井会長	<p>それでは、労使の意見を踏まえ、岐阜県弁護士会会長からの声明は関係労使以外から提出された文書であることから、声明については参考資料として取扱うこととし、本審終了後に参考として配布することといたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
浅井会長	<p>異議なしということですので、次に移ります。</p> <p>事務局からほかにありますか。</p>

島田室長	ございません。
浅井会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様からは何かございませんか。</p>
各委員	発言なし。
浅井会長	<p>それでは、本日の審議会はこれもちまして閉会といたします。</p> <p>次回の審議会は、8月5日（金）に開催を予定していますが、目安額の決定の時期が遅れた場合、開催が延期となる可能性もあります。</p> <p>日程が確定次第、改めて事務局から案内することとします。</p> <p>それでは、本日の審議会はこれもちまして閉会といたします。</p>